

◎水産加工工業施設改良資金融通臨時措

置法の一部を改正する法律

(平成二〇年三月三十一日法律第七号)

一、提案理由

(平成二〇年三月一日・衆議院農林水産委員会)

○若林国務大臣 水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法は、北洋における外国政府による漁業水域の設定等に伴い、水産加工原材料の供給事情が著しく変化したことに対応し、水産加工施設の改良等に必要な長期かつ低利の資金の貸し付けを行うことを目的として、昭和五十二年に制定されたものであります。

その後、国際的な水産資源の保存管理措置の強化や、我が国周辺水域における水産資源の減少に伴う水産加工原材料の供給事情の悪化、水産加工品の輸入の増大に対処するため、新製品、新技術の研究開発に係る施設の改良等に必要な資金を貸付対象

に追加するなど、同法の内容について所要の見直しを行いつつ、同法に基づく融資措置を通じ、水産加工工業の体質強化の促進に努めてきたところであります。

同法は、本年三月三十一日限りでその効力を失うこととされておりますが、最近における水産加工工業を取り巻く状況を見ますと、世界的な水産物需要の増大を背景に、水産加工原材料の供給事情がさらに悪化するなど、状況は厳しさを増しております。

このような状況にかんがみ、引き続き、水産加工施設の改良等に必要な長期かつ低利の資金の貸し付けを行うため、同法の有効期限を五年間延長し、平成二十五年三月三十一日までとするとともに、加工残渣などの未利用、低利用資源を有効利用し、魚粉などの食用でない水産加工品を製造する施設等についても貸し付けが行えることを明確にするため、所要の規定の整備を行うこととした次第であります。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告（平成二〇年三月二五日）

○宮腰光寛君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、世界的な水産物需要の増大等を背景とする水産加工原材料の供給事情の悪化等、水産加工業をめぐる厳しい状況を踏まえ、その体質強化を図るため、法の有効期限を五年間延長する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三月十八日若林農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、翌十九日質疑を行いました。質疑終了後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

三、参議院農林水産委員長報告（平成二〇年三月二八日）

○郡司彰君　ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律

本法律案は、世界的な水産物の需要の増大等を背景に、水産加工原材料の供給事情が更に悪化していること等にかんがみ、引き続き水産加工資金の融通を図るため、現行法の有効期限を五年間延長する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、水産加工資金を今後も存続させる意義と資金の利用促進策、水産加工残渣の利活用を促す観点から廃棄物処理業に関する規制を柔軟に運用する必要性、融資対象となる地域及び魚種について最近の加工実態に即して見直す必要性、水産加工原材料の安定確保対策、新たな漁業経営安定対策の在り方と加入見通し等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。